

○厚生労働省告示第三百六十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- | | | |
|-------|-----------------|---|
| (40) | 第八号中
アナグレリド | (408)を
(409)とし、

(40)から
(407)までを
(41)から
(408)までとし、

(39)の次に次のように加える。 |
| (411) | 第八号中
スポレキサント | (636)を
(638)とし、

(410)から
(635)までを
(412)から
(637)までとし、

(409)を
(410)とし、その次に次のように加える。 |
| (640) | 第八号中
バニプレビル | (830)を
(833)とし、

(638)から
(829)までを
(641)から
(832)までとし、

(637)を
(639)とし、その次に次のように加える。 |
| (835) | 第八号中
ボスチニブ | (941)を
(945)とし、

(832)から
(940)までを
(836)から
(944)までとし、

(831)を
(834)とし、その次に次のように加える。 |
| (947) | 第八号中
リパスジル | (999)を
(1004)とし、

(943)から
(998)までを
(948)から
(1003)までとし、

(942)を
(946)とし、その次に次のように加える。 |